



第84号

発行所
一迫花山商工会
栗原市一迫真坂字高橋10番地
電話 本所 (0228) 52-3300
支所 (0228) 56-2068
http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者
佐藤 倫 治

令和3年度

通常総会の終了

去る5月25日、一迫花山商工会の令和3年度通常総会が一迫ふれあいホールで開催され、本人出席35名・委任状出席106名の合計141名の会員が出席されました。
第6号議案では、任期満了に伴う役員の選任が行われ、新しい役員が選任されました。議長に津田信一氏が選任。



【佐藤会長挨拶】

昨年度は、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響、特に当地域の中小・小規模事業者においても、コロナ禍による市場の変化や新たな生活様式への対応等、急激な経営環境の変化に追われながらの経営を余儀なくされております。昨年度実施いたしました事業として「新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対策支援」につきましては、本会に特別相談窓口を設置し、国・宮城県・栗原市等の各種支援策の周知徹底を図るとともに、国の「持続化給付金」や「家賃支援給付金」等の申請支援に努めるとともに、栗原市の「中小企業等経営継続支援金」の申請支援や、支援策を活用した資金繰り対応など経営の安定化に向けた支援に努めて参りました。「中小・小規模事業者への伴走型支援の強化」につきましては、経営

令和2年度重点事業の主な実施

1. 新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対策支援
①特別相談窓口の設置 ②「持続化給付金」や「家賃支援給付金」等の申請支援 ③栗原市の中小企業等経営継続支援金の申請支援
2. 中小・小規模事業者への伴走型支援の強化
①経営発達支援事業の推進 ②巡回訪問の強化 ③宮城県よろず支援拠点等の専門家派遣 ④新型コロナウイルス感染症特別貸付などの金融制度利用の促進 ⑤経営発達支援計画の認定
3. 中小・小規模事業者の経営環境整備の推進
①事業承継支援への取り組みの強化 ②制度改正に対する支援強化 ③創業支援セミナーの開催
4. 組織・財政基盤の拡充強化
①新規会員加入キャンペーン運動 ②各種共済事業の推進
5. 地域活性化事業の推進・支援
①本会独自のコロナ緊急支援策の実施 ②栗原市商店等応援商品券 ③地元のお店応援5割増商品券

令和3年度重点事業

- ①コロナ禍克服のための中小・小規模事業者への支援の強化
- ②中小・小規模事業者の経営環境整備の推進
- ③組織・財政基盤の拡充強化と会員サービスの充実
- ④地域活性化事業の推進・支援

発達支援計画の実施事業である「経営発達支援事業」を推進し、「経営計画作成個別相談会」の開催や「小規模事業者持続化補助金」の申請支援などを強化するとともに、全職員による巡回訪問を実施し、きめ細かな経営支援サービスを提供したところでございます。

また、「宮城県よろず支援拠点」等の専門家派遣などによる支援や経営支援と一体となった公庫のマル経融資や、新型コロナウイルス感染症特別貸付などの金融制度利用を積極的に促進いたしました。

更に、平成28年に認定を受けた「経営発達支援計画」が本年度で満了することから、需要開拓や事業承継など小規模事業者に寄り添った支援を行うため、令和3年度より5年間の経営発達支援計画を策定、再申請し計画の認定を受けたところでございます。

また、「地域活性化事業の推進・支援」につきましては、コロナ禍の落ち込んだ消費を喚起する支援策として、本会独自事業の「3割増商品券販売事業」や「地元商店等応援セール」を実施、更に、栗原市から委託を受けて「地元商店等応援商品券事業」や栗原市から補助を受けて市内4商工会で実施した「地元のお店応援5割増商品券」の取り組みを通じて地域の活性化に努めて参りました。

こうしたことから商工会は活動の原点に立ち返り、地域商工業の総合的な改善発達を図る「経済団体」として、身近な相談相手として当面する問題・課題の解決に努めると共に、今年度も「小規模事業者の持続的発展」に資するため、巡回訪問を徹底し、会員ニーズの把握や会員サービスに努めて参ります。

本年度も4項目の重点事業を掲げ、行政機関並びに関係機関と密接に連携しながら地域の活性化に努力して参りますので会員の皆様にはご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。提案された議案は次の通りで、いずれも満場一致で承認可決されました。

令和2年度相談件数

	製造業	建設業	小売・卸売業	サービス業	その他	計	構成比
経営一般	49	82	282	140	33	586	34.6%
金融相談	0	28	29	28	28	113	6.7%
税務相談	10	30	49	33	2	124	7.3%
労働相談	34	117	28	79	29	287	16.9%
その他	55	123	271	109	27	585	34.5%
計	148	380	659	389	119	1,695	100.0%
構成比	8.7%	22.4%	38.9%	22.9%	7.0%	100.0%	



- 第1号議案 一迫花山商工会定款の一部改正(案)承認の件
 - 第2号議案 一迫花山商工会運営規約の一部改正(案)承認の件
 - 第3号議案 一迫花山商工会労働保険事務組合事務処理規約の一部改正(案)承認の件
 - 第4号議案 令和2年度事業報告書並びに収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件
 - 第5号議案 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件
 - 第6号議案 令和3年度借入金最高限度額及び借入金先承認の件
 - 第7号議案 任期満了に伴う役員選任の件
- 尚、当日ご来賓として次の方々のご臨席されました。(敬称略)
- ▽佐藤 智 栗原市長
▽佐藤 千昭 栗原市議会議長
▽新妻直樹 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所副所長兼総務部長

任期満了に伴う役員の選任

任期満了に伴う役員選任の結果、次の方々役員に就任されました。(敬称略)

会長	佐藤 倫治(再任・花山)
副会長	斎藤 行男(再任・二迫)
副会長	阿部 朗(再任・二迫)
理事	佐藤 啓助(再任・二迫)
理事	コンチネンタルモータース 鹿野 直寿(再任・二迫)
理事	菅原 伸哉(再任・二迫)
理事	山田 則義(再任・二迫)
監事	高橋 光廣(再任・花山)
監事	鹿野 健一(新任・二迫)
理事	荒木久美子(再任・花山)
理事	白鳥 正文(再任・二迫)
理事	三塚 一夫(再任・二迫)
理事	三浦 良治(再任・二迫)
理事	高橋 誠一(再任・花山)
理事	佐藤 利郎(再任・花山)
理事	小山 昭彦(再任・二迫)

受賞おめでとうございます

一迫花山両地区内事業所に永年に亘り貢献された優良従業員の皆様方に対し、関係機関より表彰が行われました。(敬称略)

▽宮城県商工会連合会会長表彰

- 〔優良従業員(勤続二十年以上)〕
- 伊藤 佑輝(株宮城化成)
高橋 ユカ(株宮城化成)
狩野こずえ(有耕佑)
曾根 静子(有もちっ小屋でん)
佐藤 盛義(株宮前工務店)
曾根 善春(株宮前工務店)
曾根 善秋(株宮前工務店)

▽一迫花山商工会会長表彰

- 〔優良従業員(勤続十年以上)〕
- 阿部 ゆき(大成エレクトロニクス(株宮城工場))

大場 美香(大成エレクトロニクス(株宮城工場))	佐藤有希子(大成エレクトロニクス(株宮城工場))	白鳥ちかこ(花山温泉湯山荘)	金子あき子(花山温泉湯山荘)	狩野 月見(花山温泉湯山荘)	軽部 洋子(花山温泉湯山荘)	安倍 芳則(有山口タクシー)	小野寺一真(有丸新運輸商事)	菅原 徳之(株金野建築板金工業所)	三上 洋子(有新妻合成製作所)	高橋 誠(有新妻合成製作所)	後藤 明佳(有新妻合成製作所)	菅原 春美(有新妻合成製作所)	金野 純一(有新妻合成製作所)	佐藤 金夫(株宮前工務店)	安藤 一志(株宮前工務店)	渡部 章一(株宮前工務店)	相澤 誠(有一迫電業社)
--------------------------	--------------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-------------------	-----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------	---------------	---------------	--------------

新たな「経営発達支援計画（令和3年4月～令和8年3月）」が認定されました

●経営発達支援計画とは

小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、事業計画の策定及びその着実な実施を支援することや、地域活性化につながる展示会の開催等の取組を促進するため、商工会が作成する支援計画を経済産業大臣が認定する仕組みであり、一迫花山商工会が策定した「経営発達支援計画（令和3年4月～令和8年3月）」が経済産業大臣より新たに認定されました。

●令和3年度の主な経営発達支援計画

1－1．地域の経済動向調査に関する事業

項 目	目 標
①RESAS分析の公表	1 回
②管内景気動向調査	4 回
③各種統計データの公表	4 回

1－2．需要動向調査に関する事業

項 目	目 標
①需要動向アンケート調査支援	2 社
②高齢者アンケート調査支援	2 社

2．経営状況の分析に関する事業

項 目	目 標
①経営分析支援	1 0 件

3．事業計画策定支援に関する事業

項 目	目 標
①事業計画等策定支援 セミナー開催	2 回
②事業計画等策定支援 個別相談会開催	2 回
③事業計画策定支援	10件

4．事業計画策定後の実施支援に関する事業

項 目	目 標
①事業計画等策定フォローアップ支援	10社
事業計画等策定フォローアップ支援数(延件数)	50件
売上増加事業者	3 社

5．新たな需要の開拓に寄与する事業

項 目	目 標
①E C サイト新規登録支援	1 社
売上額／社	10万円
②商談会参加支援	2 社
成約件数／社	1 社
③栗原市民まつり出店支援	2 社
売上額／社	8 万円
④Goopelによる自社H P 開設支援	1 社
新規売上額／社	5 万円

創業支援セミナーのご案内

創業を考えている方、又は創業して間もない方を対象に、経営に関する知識を身に付けることができるセミナーを開催いたします。

このセミナーを全て受講し、「経営・財務・人事育成・販路開拓」の4つの知識を身に付けた創業希望者には栗原市から証明書が発行されます。この証明書を使用し創業する方は、会社設立時の登録免許税の軽減や創業関連保証の拡充など、国の支援を受けることができますので、是非ご参加下さい。

日 時	場 所	対 象
第1回 10月18日(月)		
第2回 10月25日(月)		
第3回 11月1日(月)		
第4回 11月8日(月)		
午後6時30分から午後8時30分	栗原市築館総合支所2階 講堂	市内で創業を考えている方、創業後5年未満の方

内 容	定 員	参 加 費	申 込 方 法	申 込 先	申 込 期 限	問 い 合 せ	主 催
第1回 経営「創業への心構え」 第2回 販路開拓「売れるための仕組みづくり」 第3回 人材育成「人事・労務管理」 第4回 財務「利益計画を立ててみる」 20名(先着順)	無 料	栗原市ホームページ掲載の申込書チラシを申込先にファクスしていただくか最寄りの商工会にご連絡ください。 ※URL https://www.kuriharacity.jp/	主催者代表商工会 栗駒鷺沢商工会 FAX 45・2192 10月4日(月)	栗原市商工観光部産業戦略課 TEL 22・1220	栗原市・栗原市内4商工会		

第26回灯ろう流し

去る8月14日(土)、長崎川にて一迫花山商工会青年部が主催する第26回灯ろう流しを開催しました。本事業は先祖の供養、家内安全、健康等の祈願の他、地域振興の一助とし、毎年開催しており、今回で26回目を迎えます。

亡くなった先祖への想いを込めた300個の灯ろうには、コロナ収束や健康といった願い事も記されました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、インターネットによる生中継を行い、雨の中、供養を終えた灯ろうが静かに川を流れる様子を生配信しました。

なお、青年部では通年を通し部員を募集しております。四十五歳までの男女の方で、地域を盛り上げたい方、人脈を広げたい方などは非入部してみませんか。興味のある方は、商工会までご連絡お待ちしております。



一迫花山商工会青年部 第26回灯ろう流し

おすすめします

小規模企業共済制度

事業主のための国の退職金制度です

事業主であるあなたが事業をやめたり、第1線を退いた時の生活安定をはかるためにつくられた制度、それが“小規模企業共済”です。

特 典	掛金は全額所得控除となります 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い 納付した掛金の範囲内で貸付が受けられます
加入できる方	常時使用する従業員が、20人(商業・サービス業では5人)以下の個人事業主(共同経営者も含む)と会社の役員
毎月の掛け金	1,000円～70,000円(500円きざみ)

※個人事業主の「共同経営者」も2人まで加入できます。

お申込みは 一迫花山商工会まで

贈って便利 もらって重宝 通年販売しております

一迫花山共通商品券をご利用下さい

商品券ご利用方法いろいろ

- ご入学、ご就職などのお祝いに
- お見舞い、仏事のお返しに
- スポーツの競技会やイベントの賞品景品
- お中元、お歳暮などの季節のごあいさつに
- その他お使いみちいろいろ

※有効期限は発行日より6ヶ月です。
※額面500円で、つり銭はお出しできませんのでご注意ください。

お問い合わせは 一迫商工振興会(一迫花山商工会館内) TEL 52-3300

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表(4/1時点)

※見やすさの観点から簡略化していますので、詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

① 個人事業主向け(小規模※に限る)

要 件	受けられる支援	相談窓口	概 要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	●中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) ●設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ●当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	●最大3億円(別枠) ●設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ●当初3年間利子補給
売上高5%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、経営改善サポート保証)	●(伴走)最大4000万円(経サポ) 最大2億8000万円 ●(伴走)保証期間最大10年以内、うち据置5年以内 ●(経サポ)保証期間最大15年以内、うち据置5年以内 ●信用保証協会の利用にかかる保証料を減額
売上の減少幅に関係なく	貸 付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	●国民事業最大4800万円 ●設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	●国民事業最大7200万円(別枠) ●貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	●一括して既存債務の元金返済要請 ●資金繰り計画等の策定における金融機関調整 ●資金繰りの継続サポート

② 小・中規模企業者向け(①以外)

要 件	受けられる支援	相談窓口	概 要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	●中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) ●設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ●当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	●最大3億円(別枠) ●設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ●当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	●中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) ●設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ●当初3年間基準金利▲0.9%
売上高15%以上減少なら	低利融資	商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	●最大3億円(別枠) ●設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ●当初3年間基準金利▲0.9%
売上高5%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、経営改善サポート保証)	●(伴走)最大4000万円(経サポ) 最大2億8000万円 ●(伴走)保証期間最大10年以内、うち据置5年以内 ●(経サポ)保証期間最大15年以内、うち据置5年以内 ●信用保証協会の利用にかかる保証料を減額
売上の減少幅に関係なく	貸 付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	●中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 ●設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
前向きな設備投資	貸 付	日本政策金融公庫 (設備資金貸付利率特例制度)	●中小事業最大7.2億円、国民事業最大7200万円 ●貸付後2年間、適用した貸付制度の利率▲0.5%
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	●中小事業最大7.2億円(別枠) ●国民事業最大7200万円(別枠) ●貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
スタートアップ・再生支援等		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	●最大7.2億円(別枠) ●貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	●一括して既存債務の元金返済要請 ●資金繰り計画等の策定における金融機関調整 ●資金繰りの継続サポート

企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

<※小規模の要件>
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

<創業1年1か月以上>
最近1か月※の売上高と、前三年のいずれかの年の同期と比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど>
以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る
●最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
●最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
●最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロト
スター株式会社
が運営する
StartupListに株
式会社INQが寄
稿した記事を参考
にして作成しました。

★金融相談日のお知らせ★

■相談日程 9月 8日(水)
9月 24日(金)

■相談時間
午前10時～午後4時まで

■場 所
一迫花山商工会 本所

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている
小規模事業者の方へ！

マル経融資制度をご利用下さい！

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)	
融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融 資 額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.21%(令和3年9月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

ご相談はお気軽に 一迫花山商工会まで! ☎52-3300

新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠)	
新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高または過去6か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方	
対象資金	運転資金、設備資金
融 資 額	1,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内(据置3年以内) 設備資金 10年以内(据置4年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.31% 3年経過後 年1.21%(令和3年9月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

感染拡大防止の行動を

市民の皆様へのお願い

栗原市新型コロナウイルス感染症対策本部

人と会うときは

- ・人と十分な距離を保ち、会話は短く。
- ・混雑している場所や時間を避ける。
- ・屋外でも密接・密着を避ける。

飲食するときは

- ・少人数、短時間で。
- ・大声は避けましょう。



体調が悪いときは

- ・体調不良時は無理をせず、休みましょう。
- ・症状がある方は、かかりつけ医に電話相談を。
- ・かかりつけ医がない場合は、受診・相談センターに相談を。(022-398-9211)

会話をするときは、必ずマスクをつけましょう。
感染者が増加しているときは、普段会わない人と会うのを避けましょう。

事業所の皆様へお願い！ 職場内での感染が増えています！



- ①職場内での「マスクの着用」「手洗い」「三密回避」などを徹底しましょう。
特に、従業員の食事時の会話は避けましょう。
換気と消毒をこまめに行いましょう。
- ②日々の体調確認をしっかりと行い、体調不良時は無理をせず、休みましょう。



受診・相談センター（コールセンター）
栗原市新型コロナウイルス感染症相談電話

☎022-398-9211（24時間対応）
☎0228-23-2326（平日 8:30～17:15）

新型コロナウイルスワクチン接種 一迫・花山地区実施医療機関

※栗原市広報より

所在地	医療機関	電話番号	(●) 予防接種ができる曜日・午前または午後							備考
		※電話予約受付時間		月	火	水	木	金	土	
一迫	一迫内科クリニック	52-2122	午前	●	●	●	●	●	●	
		診療時間中	午後	●	●	●	●	●		
	たまがけ医院	52-5115	午前	●	●	●	●	●	●	
		診療時間中	午後	●	●	●	●	●		
	宮城島クリニック	52-2881	午前	●	●	●	●	●	●	土曜日午後は指定日のみです。 (接種時間帯) 11:00～12:00 16:00～17:00
		月・火・水・金 14:00～15:00 木・土 8:00～9:00	午後	●	●	●		●	13:00～15:00	
	熊坂医院	54-2311	午前							かかりつけの方優先
		診療時間中	午後	●	●	●				
花山	栗原市立花山診療所	56-2013	午前	●			●			かかりつけの方優先
		13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)	午後							

※接種を希望される方は、各医療機関に必ず『電話予約』をしてから接種を受けてください。

※電話予約は、各医療機関の『電話予約受付時間内』にお願いします。各医療機関では、通常の診療を行っておりますので、電話の予約受付時間は必ず守るようにお願いします。

緊急事態措置区域への追加に伴う県の要請内容等

対象	地域	現行(まん延防止等重点措置) 【期間】8月20日から9月12日まで	緊急事態措置区域に追加 【期間】8月27日から9月12日まで
		時短要請した時間以降に飲食店等に入りしない、 混雑場所への外出半減、感染リスクの高い行動自粛、 日中も含めた不要不急の外出自粛、県外との往来自粛、 時短要請に応じない飲食店等利用の自粛等	20時以降の不要不急の外出自粛、 混雑場所への外出半減、感染リスクの高い行動自粛、 日中も含めた不要不急の外出自粛、県外との往来自粛、 休業・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛等
県民	県内全域	全飲食店の時短要請：午前5時～午後8時 酒類提供：終日停止 カラオケ設備利用自粛(飲食主業のみ)等	酒類又はカラオケ設備提供飲食店への休業要請 注1：これらの提供を取り止めた場合を除く。 注2：飲食店の営業許可がないカラオケ店を含む 上記以外の全飲食店の時短要請：午前5時～午後8時
	仙台市内	全飲食店の時短要請：午前5時～午後8時 酒類提供：午前11時～午後7時 カラオケ設備利用自粛(飲食主業のみ)等	
飲食店	仙台市以外	全飲食店の時短要請：午前5時～午後8時 酒類提供：午前11時～午後7時 カラオケ設備利用自粛(飲食主業のみ)等	
その他の施設	仙台市	営業時間短縮：午前5時～午後8時(イベント等午後9時) ※1,000㎡超は要請・1,000㎡以下は協力依頼 酒類提供終日停止・カラオケ設備利用自粛の協力依頼	営業時間短縮：午前5時～午後8時(イベント等午後9時) ※1,000㎡超は要請・1,000㎡以下は協力依頼 酒類提供：終日停止・ カラオケ設備利用自粛の協力依頼 (仙台市内は現行の要請を継続)
	仙台市以外	営業時間短縮：午前5時～午後8時(イベント等午後9時) ※規模に関わらず協力依頼 酒類提供：午前11時～午後7時 カラオケ設備利用自粛の協力依頼	
イベント	県内全域	5,000人又は収容率50%(大声なし100%)の小さい方 時短要請：午前5時～午後9時、ガイドライン遵守等	5,000人又は収容率50%(例外なし)の小さい方 時短要請：午前5時～午後9時、ガイドライン遵守等